

F 芦北町立湯浦中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 学校の方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成25年公布「いじめ防止対策推進法」第2条

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

①いじめは、人間として決して許されない行為である。

②いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る問題である。

③いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑥いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

(3) いじめに対する学校の姿勢

①いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得ることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

②いじめは、いじめを受けた生徒の生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒・教職員・保護者がいじめを放置せず、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒に十分理解できるようにする。

③いじめ問題は、学校全体で組織的に進め、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努める。「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく。

2 未然防止の取組

(1) いじめを生まない学校・学級づくり

①授業づくり

学力充実のための全職員による「わかる授業づくり」と「授業での生徒指導」、安心して学べる学習環境、家庭学習、基礎学力充実の取組

②集団づくり

ア 一人一人の自己有用感が高まる学級経営、特別活動・部活動の充実

イ 生徒会による自立的・自治的活動

○心の絆を深める人権集会を実施する。

○湯浦中いじめ撲滅スローガンによる取組を行う。

・令和4年度生徒会スローガン

「開花～アスファルトにも咲ける花のように～」

・宣言項目

一、良いところは伸ばし悪いところは改善する。

一、一人一人が中学校三年間で個性の花を咲かせて、湯浦中を出てからも自分らしく強い人になる。

- 生徒会によるアンケートを実施・活用する。
- 生徒会主催のレクレーションを実施する。
- 学校の課題や改善に向けた生徒会主体の話し合い活動を実施する。

ウ 朝活動の充実

エ 昼休み・特別活動の時間の充実（クラスマッチ・学級レクリエーション）

オ 職場体験学習、ボランティア活動など体験活動の充実

③体制づくり

ア 「子どもの居場所づくり推進テーブル」（①「子ども」と「子ども」のつながり キーワード「人間関係」②「先生」と「子ども」のつながり キーワード「信頼関係」③「先生」と「先生」のつながり キーワード「一致団結」④「学校」と「家庭、地域・関係機関」のつながり キーワード「連携・協働」）を基にした積極的な生徒指導の充実

イ 一人一人の自己有用感が高まる学級経営、特別活動・部活動の充実

ウ いじめ未然防止についての校内研修

エ 教師と子どもが向き合うことのできる体制づくり

○日常から生徒一人一人に対する言葉かけを大切にし、表情や言動、出欠、生徒同士の様子、孤立している生徒がいないかなどの実態把握に努める。

○朝会を少なくし、職員が生徒に関わる時間を確保する。

○毎日の生活ノート、学級日誌等の活用により、生徒の実態把握をする。

オ 協働的な生徒指導体制の構築

校長・教頭を中心に生徒指導部会・運営委員会で積極的な生徒指導を仕組み、学年部等で共通理解を図り、共通実践していく。

カ いじめの実態把握と教育相談体制の構築

○生徒の変化を適切に捉えるために、「心のアンケート」「いじめのサインチエックリスト」（6月・11月・2月）などのアンケートを実施する。

○6月・11月・2月の定期的教育相談および必要に応じた教育相談を実施する。

○命を大切にする心を育むプログラムを実践する。

キ いじめ不登校対策支援委員会で、欠席の理由がいじめでないか十分に検討する。

（2）地域・家庭との連携

- ①「愛のゼロ運動」及び「愛の1・2・3運動」の徹底および些細なことでも家庭訪問、電話連絡を行い、保護者との連携を密にする。
- ②授業参観日や保護者懇談会などの機会をとらえて「親の学びプログラム」に取り組み、保護者同士の絆づくりを行う。
- ③PTA、地域との連絡を密にし、日常から連携した教育活動を繰り広げる。
- ④コミュニティ・スクールでの取組

ア 目的

いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。取組の進捗状況等について、情報交換、協議、成果の取りまとめ等を行う。

イ 組織

コミュニティ・スクール、校長、教頭、生徒指導主事

ウ 取組

年2回コミュニティ・スクールの中で実施する。

（3）関係機関との連携

- ①計画的継続的なSC等との相談体制
- ②地域や警察署等、関係機関との連携

3 いじめ防止の取組

（1）いじめの早期発見

- ①職員会議、各種委員会、校内研修等を通じて、常に状況把握、共通理解に努める。
 - ア 職員会議、運営委員会、学年会、生徒指導部会、校内研修での情報交換および取組の共通理解
 - イ 心のアンケート等のアンケートの集約、分析、対応
- ②教育活動全体を通して一人一人の生徒の状況を把握し、全職員で共通理解を図りながら生徒との信頼関係に努める。
 - ア 生活ノート、短学活、休み時間等における生徒の情報、表情等の把握
 - イ 教科指導、委員会活動や部活動等における生徒の様子の把握
- ③家庭訪問、電話連絡による情報交換を生かした生徒への対応、教育活動
- ④S C・地域・関係機関との情報共有や相談体制の強化

(2) いじめへの早期対応

- 被害生徒の安全を優先 組織的な対応 再発防止
- ①学級担任など該当職員だけで抱え込むことなく、校長以下全教職員で対応し、いじめ問題の解消に当たる
- ②いじめ問題を発見したら、いじめられている生徒の身の安全を最優先に、速やかに事実の有無、事実確認を正確に行う。
- ③いじめの事実が確認された場合、校長・教頭を中心に共通理解し、指導のねらい、方針、指導体制、役割分担等を確認、決定する。
- ④⑤の決定確認事項に基づき、役割に応じて、いじめの問題解消、人間関係の再構築に向け、加害者、被害者、関係生徒、所属集団、及び、それらの保護者に対する適切な支援を計画的、継続的に行う。
- ⑤いじめられた生徒や保護者の思い、立場を大切に対処し、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑥問題の原因について分析をし、再発防止に努める。保護者、関係機関との連絡調整も密にする。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 校内体制に基づく組織的な取組

- ①いじめの防止等の施策のための組織（推進法22条）
 - 職員会議・運営委員会・学年会・生徒指導部会・校内支援委員会
- ②危機対策チームの策定
 - 危機対応の場合、危機対策チームを編成し、必要に応じて以下の担当を中心に対応に当たる。
 - 校長・教頭・教務・生徒指導主事（情報集約担当者）・人権教育主任・学年主任・該当担任特別支援教育コーディネーター・養護教諭・S C
 - ※学校いじめ対策組織において情報共有と調査方法等の確認を行う役割の中 心となる情報集約担当者を配置する。情報集約担当者は、生徒指導主事が兼務する。
- ③対応プランの策定
 - 「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」（別紙参照）に基づき、危機対策チームで協議し対応プランを策定する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 危機対策チームの設定

- ①「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル（熊本県教育委員会作成）」（別紙参照）に沿って、いじめによる重大事態の発生に適切に対応し、情報の収集と記録、共有を行うために危機対策チームの招集を行う。
- ②前項の規定にかかわらず、生徒の高度な個人情報に配慮すべき事案については、初動において管理職と情報集約担当者及び該当生徒の担任、性質に応じ専門知識を有する第三者を加えた編制で対応することもある。

(3) 事案の調査・支援チームの依頼、派遣

- ①事実関係を明確にするため、校長の指揮のもと、重大事態に至る要因となつたいじめ行為等について事実関係の客観的な調査を情報集約担当者を中心に速やかに行う。
- ②客観的な調査については、必要に応じ危機対策チームへ必要な人材の派遣を依頼する。

(4) 関係機関等への報告及び連携

- ①重大事態が発生した場合には、直ちに校長が芦北町教育委員会に速報をあげ、指示を仰ぐ。
- ②性質に応じて警察への通報、医療機関やSC、SSW等への報告を行い、支援を要請し、連携して対処する。
- ③重大事態の経過と調査結果については、校長が芦北町教育委員会へ文書で報告を行う。

(5) 関係生徒、保護者への心のケア

- ①危機対策チームが中心となり、いじめを受けた生徒及びその保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。
- ②状況に応じて、SCの協力を依頼する。

(6) PTAの協力

- ①PTA総会や学級懇談会、研修会等の機をとらえ「湯浦中いじめ防止基本方針」の趣旨を説明するとともに、いじめの事例と事案解消のための具体的な対策について紹介するなど啓発活動を行う。
- ②インターネットに関するいじめの未然防止のため、講演等を計画し常時啓発に努める。
- ③家庭訪問や面談、年に2度の保護者アンケート等により情報を収集する。
- ④いじめ問題発生時には学校内だけで情報を止めず、家庭との連携をより密にして情報交換を行い、協力しながら早期解決と再発防止を図る。

(7) 公表

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者へは、窓口を一本化し、調査より明らかになった事実関係について、経過報告も含め適時に適切な方法で提供する。
- ②情報提供の際は、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ③調査のために得られたアンケート等は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ④報道機関から調査結果等の公表が求められた場合は、芦北町教育委員会の指示のもと校長が行う。

(8) 他の生徒・保護者への対応

- ①「子どもの居場所づくり推進テーブル」（①「子ども」と「子ども」のつながり キーワード「人間関係」②「先生」と「子ども」のつながり キーワード「信頼関係」③「先生」と「先生」のつながり キーワード「一致団結」④「学校」と「家庭、地域・関係機関」の

つながり キーワード「連携・協働」)をもとに学校、学年、学級経営を見直し、すべての生徒にとって学校を居心地の良い場所にする。

- ②関係生徒に限らず生徒一人一人の表情や様子等を職員全体で観察し、心のケアを念頭に置きながら教育活動にあたる。
- ③職員会議、各種委員会で生徒の状況・対応について共通理解し、専門的な指導、対応等について校内研修で研修を図る。
- ④通信等を通じて学校の様子を知らせるとともに、気になる生徒の保護者については、家庭訪問・電話連絡を密にする。
- ⑤生徒の状況に応じて、S Cや関係機関へ協力を依頼する。